（火山調査委員会の委員等）

第七条　火山調査委員会の委員（以下この条及び次条において「火山調査委員」という。）は、非常勤とする。

２　学識経験のある者のうちから任命される火山調査委員の任期は、二年とする。ただし、当該火山調査委員のうち補欠の火山調査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項の火山調査委員は、再任されることができる。

４　第四条の規定は、火山調査委員会の専門委員について準用する。

（火山調査委員会の委員長等）

第八条　火山調査委員会に、委員長を置き、火山調査委員のうちから本部長が指名する。

２　火山調査委員会の委員長（次項及び次条において「火山調査委員長」という。）は、火山調査委員会の事務を掌理する。

３　火山調査委員長に事故があるときは、火山調査委員のうちから火山調査委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（火山調査委員会の運営）

第九条　前二条に定めるもののほか、議事の手続その他火山調査委員会の運営に関し必要な事項は、火山調査委員長が火山調査委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十六条及び第十七条の二第三項第二号の規定に基づき、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）	（法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設）
第八条　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。	**第八条**　法第五条第四項第五号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。
一　事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの	一　事務所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
［号の細分を削る。］	ホ　情報サービス事業部門
ホ　［略］	［号の細分を加える。］
へ　商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）	［号の細分を加える。］
ト　情報サービス事業部門	［号の細分を加える。］
チ　サービス事業部門（イからホまでに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）	［号の細分を加える。］
［二・三　略］	［二・三　同上］
（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）	（認定地方公共団体による株式の払込みの確認）
第二十六条　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。	**第二十六条**　法第十六条の規定による確認に係る株式を発行した会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと（当該会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び当該期日又は当該期間ごと）に、別記様式第十一による申請書を認定地方公共団体に提出するものとする。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　［略］	一　［同上］
二　前項の会社により発行される株式を個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類	二　前項の会社により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類
［号の細分を削る。］	イ　当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し